



27安 第197号 付
平成27年11月5日

一般社団法人小郡三井医師会
会長 廣瀬 真恵 様

久留米市長 檜原 利則
(協働推進部安全安心推進課)

久留米市セーフコミュニティ推進協議会 委員の推薦について (依頼)

向寒の候、貴職におかれましては、日頃より本市の安全・安心関連施策の推進につきまして、多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、セーフコミュニティの認証取得から約2年が経過した久留米市では、これまでも皆様と連携しながら、全市を挙げてセーフコミュニティ活動に取り組んでまいりました。

今後は、益々の認知度向上と取り組みの裾野拡大を図るため、関係機関・団体等の皆様とより一層連携を強化し、セーフコミュニティの輪を広げてまいりたいと存じております。

つきましては、お忙しい中誠に恐縮ですが、貴機関・団体より同委員をご推薦くださいますようお願いいたします。

記

現在の久留米市セーフコミュニティ推進協議会 委員

役職	氏名	現在の任期
理事	田中 泰之 様	平成25年11月9日から平成27年11月8日まで

次回の任期は、平成27年11月9日から平成29年11月8日までの2年間となっております。

※ご推薦いただく際は、別添の推薦書に必要事項を記載し、安全安心推進課までお知らせください。11月30日(月)までに、お知らせいただければ幸いです。



セーフコミュニティ国際認証都市
久留米市

【問合せ】

久留米市協働推進部安全安心推進課

担当：松本、末安

〒830-8520 久留米市城南町 15-3

TEL:0942-30-9094 FAX:0942-30-9706

Email:anzen@city.kurume.fukuoka.jp

推 薦 書

久留米市セーフコミュニティ推進協議会 委員として、下記の者を
推薦します。

記

(よみがな)

氏 名

(生年月日)

住 所

(TEL - -)

所属団体名

役 職 等

平成 年 月 日

久留米市長 檜原 利則 宛

(団体名)

(代表者名)

印

久留米市セーフコミュニティ推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 市民と様々な団体等との協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、「安全に安心して暮らせるまちづくり」を推進するため、久留米市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) セーフコミュニティに関する基本方針に関すること。
- (2) セーフコミュニティに関する全市的な連絡調整に関すること
- (3) セーフコミュニティの普及啓発に関すること。
- (4) 外傷等（外傷及びその原因となる事故をいう。以下同じ。）に関する現状及び課題の把握並びに分析に関すること。
- (5) その他セーフコミュニティに関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体をもって構成する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、前項に掲げる団体の代表者又は当該団体に属する者で市長が委員として適当と認める者とする。

(役員)

第4条 協議会に役員として会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は久留米市長の職にある者とし、副会長は委員の中から会長が指名する。

(会長等の職務)

第5条 会長は、協議会を代表し、必要に応じて協議会を開催する。

2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、任期途中で交替した委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第7条 協議会は、セーフコミュニティに関する調査及び研究のために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、セーフコミュニティに関する識見を有する者の中から、会長が任命する。

(対策委員会の設置)

第8条 会長は、協議会の円滑な運営を図るため、必要があると認めるときは、協議会に対策委員会を設けることができる。

2 対策委員会は、別表2のとおりとする。

3 対策委員会委員は、市長が対策委員会委員として適当と認める者とする。

4 対策委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

(外傷等動向調査委員会の設置)

第9条 会長は、外傷等の発生動向データの分析を行い、対策委員会等と連携を図りながら、予防活動の効果・影響等を測定・評価を行うため、協議会に外傷等動向調査委員会を設ける。

2 外傷等動向調査委員会委員は、市長が当該委員として適当と認める者とする。

3 外傷等動向調査委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

(暴力団等の排除)

第10条 当該要綱にある協議会の構成団体及び委員、またはその他の委員は、暴力団（久留米市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらと密接な関係を有する者であってはならない。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、協働推進部安全安心推進課において行う。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年 9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 3月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月 1日から施行する。

別表1(第3条関係)

久留米市セーフコミュニティ推進協議会構成団体

団体名
一般社団法人久留米市交通安全協会
浮羽地区交通安全協会
小郡三井地区交通安全協会
城島三潞交通安全協会
久留米安全運転管理連絡協議会
久留米商工会議所
久留米南部商工会
久留米東部商工会
田主丸町商工会
久留米市農業協同組合
にじ農業協同組合
みい農業協同組合
三潞町農業協同組合
福岡大城農業協同組合
公益財団法人久留米市体育協会
久留米市私立幼稚園協会
一般社団法人久留米市保育協会
久留米市小学校校長会
久留米市中学校校長会
久留米市小・中学校PTA連合協議会
久留米市学童保育所連合会
久留米市青少年育成市民会議
久留米保護区保護司会
久留米市老人クラブ連合会
特定非営利活動法人くろめ地域支援センター
久留米市身体障害者福祉協会
特定非営利活動法人久留米市障害支援運営委員会
久留米市女性の会連絡協議会
久留米市田主丸町地域婦人会連絡協議会
久留米市北野女性の会
城島女性ネットワーク
三潞校区女性の会
久留米男女共同参画推進ネットワーク
久留米市民生委員児童委員協議会
社会福祉法人久留米市社会福祉協議会
久留米市地区社会福祉協議会連合会
一般社団法人久留米医師会
一般社団法人浮羽医師会
一般社団法人小郡三井医師会
一般社団法人大川三潞医師会
公益財団法人生きがい健康づくり財団
久留米大学
聖マリア学院大学
久留米市ボランティア連絡協議会
久留米市校区まちづくり連絡協議会
田主丸地域校区コミュニティ組織
北野地域校区コミュニティ組織
城島地域校区コミュニティ組織
三潞地域校区コミュニティ組織
久留米市防犯協会連合会
うきは防犯協会田主丸支部
久留米市校区暴力追放推進協議会連絡会議
特定非営利活動法人日本防災士会久留米支部
久留米警察署
うきは警察署
久留米広域消防本部
久留米市消防団
久留米労働基準監督署
久留米児童相談所
久留米市
久留米市教育委員会

別表 2 (第 8 条関係)

対策委員会

名 称
交通安全対策委員会
児童虐待防止対策委員会
学校安全対策委員会
高齢者の安全対策委員会
防犯対策委員会
D V防止対策委員会
自殺予防対策委員会
防災対策委員会